

県南広域振興局長告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。
。

平成29年4月28日

県南広域振興局長 細川倫史

土地改良区名	所在地	地区名
北上川東部土地改良区	奥州市	北上川東部